

# 重度心身障害者医療費助成制度について

身体障害者手帳（１・２・３級）、療育手帳（Ａ・Ｂ１）、精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている方、特別児童扶養手当（１・２級）の資格がある方を対象とした助成制度です。

医療機関等において保険診療を受けたときに、自己負担額を超える医療費について助成が受けられます（**健康保険適用分のみ**）。受診する医療機関等によって助成方法が異なります。

**自己負担額：** 通院は１医療機関につき５００円／月（薬局は０円）

※ ６歳以下で小学校就学前の３月３１日までは無料（時間外は除く）

入院は１医療機関につき１日５００円（最大５,０００円／月）

※ ２０歳未満は無料

※ 新たに当制度の対象となる手帳の交付を受けることとなった年齢が６５歳以上で、かつ市民税課税世帯に属する方は、助成対象外。受給者証に「入院は助成対象外」と記載

## ➤ 浜松市内の病院・診療所（歯科含む）、薬局、訪問看護にかかったとき

**助成方法：現物給付**



自己負担額支払 ５００円  
(通院・６歳児(小学校入学後)以上の場合)



- ・医療機関の窓口で保険証、受給者証を提示すると、その場で助成が受けられます。
- ・受給者証に「現物給付不可」のスタンプがある方は、自動償還払または償還払での助成となります。  
(浜松市以外の国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方が対象です。)

## ➤ 浜松市外（静岡県内）の医療機関、静岡県内の柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかったとき

**助成方法：自動償還払**



①医療費を一旦お支払い

浜松市役所



③助成金振込

②明細書送付

- ・医療機関の窓口で保険証および受給者証を提示し、一旦医療費をお支払いください。
- ・受診した月の３～４ヶ月後を目安に、登録口座へ助成金を振り込みます。

## ➤ その他の場合

**助成方法：償還払** つぎの場合は、申請により払戻しが受けられます。

- ・静岡県外の医療機関にかかったとき
- ・受給者証を忘れて医療機関を受診したときなど、受給者証が使えなかったとき
- ・治療用装具の支払いをしたとき
- ・保険給付の対象のはり・灸・マッサージの施術を受けたとき
- ・助成開始日から受給者証の有効期間開始日までの間に医療機関を受診したとき

**申請に必要なもの** 受給者証、医療費助成申請書、健康保険証、領収書または領収証明書（受診者氏名・保険点数・金額・医療機関領収印・受診日が明記されているもの）、医師の証明書（治療用装具を購入した場合のみ。写し可）

※ご加入の健康保険等から給付を受けた場合で、支給決定通知書の提出がないとき、助成金をお支払いできないことがあります。

**申請窓口** 各福祉事業所 社会福祉課（区役所または行政センター内）、各市民サービスセンター、支所  
※ 一部、取扱いのない窓口があります。

**申請期限** 受診した月の翌月から１年以内（期日を過ぎると払戻しが受けられません）

## 健康保険の高額療養費の取り扱いについて

高額療養費とは…ひと月の医療費が定められた限度額を超えた場合に、ご加入の健康保険組合から支払われるものです。

### 現物給付による助成を受けた場合

医療機関の窓口で高額療養費分も含めて医療費を助成しています。そのため、高額療養費が発生した場合は浜松市が受け取ります。

### 自動償還払または償還払による助成を受けた場合

高額療養費はご本人に支払われます。浜松市からの医療費の払い戻しの際には、高額療養費分を差し引いた金額を助成金として振込みます。

事前に、高額療養費や付加給付金に関する基準、金額および申請手続きについては、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

## 小学生以上高校生世代以下のお子さまについて

訪問看護・治療用装具・保険給付の対象となるはり灸師の施術については、自己負担額の500円についても、申請により小・中学生、高校生世代医療費助成から払戻しが受けられます。

その他、小児慢性特定疾病医療費助成・特定医療費（指定難病）助成・自立支援医療等の公費負担制度と、重度心身障害者医療費助成を併せて利用した場合も、申請により払戻しが受けられます。

詳しくは各福祉事業所 小・中学生、高校生世代医療担当へお尋ねください。

## 次のことに注意をお願いします。

### 1 次の場合は各福祉事業所 社会福祉課へ届け出てください。

- ・氏名・住所・送付先が変わったとき
- ・加入している健康保険が変わったとき、新たに後期高齢者医療の対象となったとき
- ・助成金の振込口座を変えるとき
- ・交通事故等、第三者の行為によって負った傷病の治療を保険診療で受けるとき
- ・死亡したとき、市外へ転出するとき

### 2 助成の対象になるのは、健康保険の適用になるもののみです。

〈助成の対象にならないものの例〉

- ・自費診療・健康診断・予防接種・文書料・交通費
- ・入院時の食事療養費・病衣代・室料差額負担金
- ・ジェネリック医薬品がある先発医薬品を希望した場合の自己負担金
- ・医療保険診療以外の医療品（オムツ・薬の容器など）の購入代金
- ・介護保険利用による一部負担金 など

### 3 受給者証の有効期限は、原則10月1日から翌年の9月30日までとなります。

9月30日よりも前に有効期限を迎える方は、障害者手帳、特別児童扶養手当、20歳到達に有効期限が設定されています。

### 4 浜松市から転出する場合、原則転出日以降は、受給者証を使用することができません。

各福祉事業所 社会福祉課にて、受給者証の返還手続きをお願いします。

## お問い合わせは、各福祉事業所 社会福祉課へ

中央区役所内 TEL 457-2057  
東行政センター内 TEL 424-0176  
西行政センター内 TEL 597-1159  
南行政センター内 TEL 425-1485

浜名区役所内 TEL 585-1697  
北行政センター内 TEL 523-2898  
天竜区役所内 TEL 922-0024